

## 「広報さんじょう」有料広告枠売却に関する手続を定める要領

### 1 趣旨

この要領は、三条市が発行する「広報さんじょう」有料広告枠売却について、購入先を一般競争入札方式により選定し、売買契約を行うための必要な手続き等について定める。

### 2 入札参加申込

#### (1) 提出書類

入札参加者は、令和7年2月12日（水）正午までに入札参加申込書を三条市総務部政策推進課に提出すること。

#### (2) 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は書留又は簡易書留とする。

### 3 質疑書の提出と回答

入札参加者は、質疑事項がある場合、次により質問を行うことができる。

質問ができるのは、入札参加要件を満たしている者のみとする。

三条市は、可能な範囲で質問に応じ、質問及びその回答は、市ホームページに掲載するほか、全ての入札参加者に対して回答期限までに電子メールで通知する。

#### (1) 提出書類

任意の様式とする。

#### (2) 提出方法

持参、ファクス、電子メールのいずれかによるものとする。なお、ファクス又は電子メールで提出した場合は、必ず電話で三条市の受信確認を行うこと。

#### (3) 提出期限

令和7年1月28日（火）

#### (4) 回答期限

令和7年2月3日（月）

### 4 入札に係る提出書類

#### (1) 入札書

添付の様式を使用すること。

#### (2) 委任状

入札参加申込書に記載の本人以外（代理人）が入札に参加する場合は、入札参加者本人の委任状を提出すること。

## 5 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札保証金

免除とする。

## 7 入札方法

- (1) 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入の上、押印すること。
- (2) 金額の記入は、黒のボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- (3) 代理人が入札する場合は、入札書の入札参加者の住所及び氏名（押印は不要）と、代理人の氏名を記入の上、押印すること。
- (4) 入札書は、封入・封印の上、別に定めた期限までに提出場所に持参又は郵送することとし、郵送の場合は書留又は簡易書留とすること。
- (5) 一旦提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回はできない。

## 8 入札書の提出場所・提出期限

- (1) 提出場所 三条市 総務部 政策推進課 広報広聴係
- (2) 提出期限 令和7年2月12日（水）正午（必着）

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印（入札書氏名欄に押印した印鑑と同一のもの）のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

## 10 開札

開札は、令和7年2月12日（水）午後2時に三条市役所内で行う。

なお、入札参加者による立合いは不要とする。

#### 11 落札者の決定

最低売却額以上の最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、同価格の入札をした者はくじを引く義務を有し、これを辞退することはできない。くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

また、くじは実施の必要が生じた際に該当者に通知して実施する。

#### 12 結果の通知

開札した結果、落札者がある場合は、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、また落札者がいない場合はその旨を、開札後直ちに全ての入札参加者に通知する。

#### 13 契約の締結

契約は、開札日の翌日から起算して7日以内に別紙様式の契約書により契約を締結しなければならない。落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失う。

#### 14 契約金額

契約金額は、落札が決定した入札書記載の額に、100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とし、市が発行する納入通知書又は郵便振替書により、指定された期限までに納付すること。

契約金額が期限までに納入されない場合は、契約は解除することがある。

#### 15 入札の中止等

入札は、市の都合により延期又は中止することがある。

#### 16 契約保証金

免除とする。

#### 17 その他

この要領に定めのない事項は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び三条市財務規則（平成17年三条市規則第40条）の規定によるものとする。

18 連絡先（各書類の提出先）

三条市 総務部 政策推進課 広報広聴係

〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

TEL：(0256) 34-5523（直通）

FAX：(0256) 34-7933

e-mail：seisaku@city.sanjo.niigata.jp